

## 特例措置の運用《業務編》

### 1 対象業務等

本運用の対象となる業務は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和 5 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（旧技術者単価）及び令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（旧労務単価）に基づき予定価格を積算し、令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結した建設コンサルタント業務等
- (2) 静岡県業務委託契約約款第 51 条、この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを条項に定めている建設コンサルタント業務等

### 2 受注者への通知

発注者は、受注者が特例措置に基づく業務委託料の変更の協議を請求できることを、別紙様式 1 の通知文で受注者に伝える。

なお、契約変更事務の集中を回避するため、受注者への通知時期を分散するなど適宜対応すること。

### 3 業務委託料の変更の協議

#### (1) 受注者からの申請

業務委託料の変更を請求する場合、受注者は通知日から 14 日以内（土日祝祭日を含む。）に別紙様式 2 を発注者に提出する。

#### (2) 業務委託料の算定

発注者は、新技術者単価、新労務単価により積算し変更増加額を算定する。

#### (3) 協議開始日

請求を受けた日から 14 日以内（土日祝祭日を含む。）に協議を開始するものとする。ただし、請求を受けた日から 7 日以内（土日祝祭日を含む。）に、指示書等により協議開始日を通知した場合は、この限りでない。

#### (4) 受注者への協議について

発注者は、別紙様式 3 により契約金額の変更に関する協議を行う。

（特例措置による変更に加え、設計変更協議も同時に行う場合も、別紙様式 3 による。）

\* 執行管理システムから出力される協議書使用可能

(5) 変更契約

受注者は、(4)に異議がなければ変更契約を締結する。

4 その他

(1) 今回の特例措置は、受注者からの請求があった場合にのみ、協議を行うこと。なお、協議の請求期限は発注者の通知日から14日以内（土日祝祭日を含む。）までとする。

(2) 対象は、旧技術者単価及び旧労務単価を適用し、令和6年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等とする。

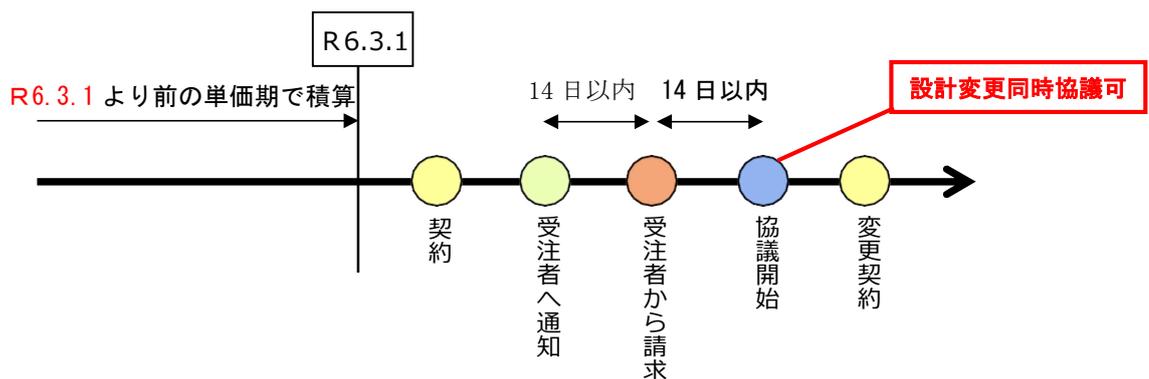
(3) 機労材全てを変更の対象とする。

(4) 令和6年2月29日以前に契約したものは対象外とする。

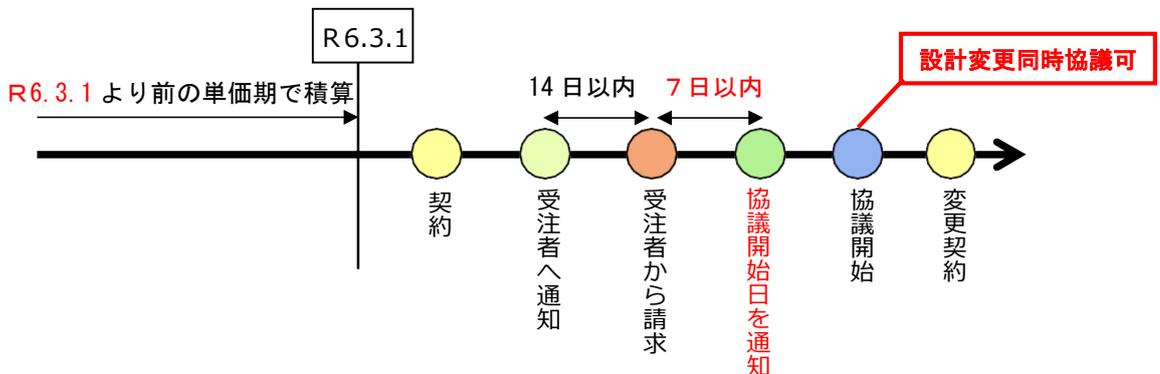
(5) 不調・不落となった場合には、最新の単価期において再積算すること。

5 手続の流れ参考イメージ

(1) 特例措置①（14日以内に協議開始）



(2) 特例措置②（7日以内に協議開始日通知）



様式 1

〇〇第 号  
令和 6 年 月 日

様

静岡県〇〇事務所長

令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計  
労務単価についての運用に係る特例措置について（通知）

令和〇〇年度<<契約名を記入。「下記業務」、「別紙業務」等とし、別途、複数  
件記載することも可>>については、令和 5 年 3 月から適用する静岡県建設資材  
等価格表（業務委託等技術者）及び令和 5 年 3 月から適用する静岡県建設資材等  
価格表（公共工事設計労務）を適用し、契約締結を行ったところですが、令和 6  
年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価が上  
昇していることから、特例措置として、〇〇契約第〇条<<静岡県業務委託契約約  
款第 51 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項については  
必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを規定している〇条を具  
体的に記入>>に基づき、新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更する  
ための業務委託料の変更の協議を請求することができます。請求する場合には、  
下記に留意のうえ手続きを行ってください。

記

- 1 変更の協議を希望する場合は、様式 2 により本通知から 14 日以内（土日祝  
祭日を含む。）に請求すること。
- 2 1 の請求後、静岡県から業務委託料の変更の協議又は協議開始日を通知し  
ます。

担 当  
電話番号

様式 2

令和 6 年〇月〇日

静岡県〇〇事務所長 様

受注者  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による業務委託料の変更について（請求）

令和 6 年〇月〇日付けで契約締結した令和〇〇年度<<契約名を記入>>については、業務委託料の変更を請求するので〇〇契約第〇条<<静岡県業務委託契約約款第 51 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき業務委託料の変更協議を請求します。

記

業務名  
施行箇所  
業務委託料

様式 3 (従来版)

令和 6 年〇月〇日

受注者  
商号又は名称  
代表者氏名

静岡県〇〇事務所長

令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による業務委託料の変更について（協議）

令和 6 年〇月〇日付けで請求のあった標記について、〇〇契約第〇条<<静岡県業務委託契約約款第 51 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき、下記のとおり協議する。

なお、承諾については変更契約書 2 部を作成し、記名押印のうえ提出されたい。

記

- 1 業務委託名 令和〇〇年度〇〇業務
- 2 変更業務委託料 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇.- (増額)  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇,〇〇〇.-
- 3 協議が整わない場合  
協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

様式3（執行管理システム版）

令和6年〇月〇日

受注者  
商号又は名称  
代表者氏名

静岡県〇〇事務所長

業務委託の変更契約について

令和6年〇月〇日に契約した業務等委託契約について下記のとおり変更したいので協議します。

なお、承諾の上は変更業務等委託契約を締結して下さい。

記

- 1 委託業名 令和〇〇年度〇〇業務委託
- 2 施行箇所
- 3 変更事項
  - (1) 委託料 ￥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇.-（増額）  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥〇〇〇,〇〇〇.-
  - (2) 履行期限 変更なし
  - (3) 委託業務内容 別添設計書、図面のとおり
  - (4) その他
- 4 令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による協議
  - (1) 本協議は、先に請求のあった、特例措置による契約金額の変更である（別途、設計変更による変更を含む場合がある。）
  - (2) 通知から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

参 考

SMILES 操作方法（参考）

- ① 変更設計書作成時に鏡画面の「単価適用年月」を当初契約月へ変更してください。（図1）  
※ 「歩掛適用年月」は変更しないでください。
- ② 更新ボタン押下時に単価期変更の確認メッセージが表示されます。「OK」を押下し、単価適用年月を一括変更してください。（図2）  
※ 「キャンセル」を押下した場合、内訳表・明細表に反映されませんので御注意ください。

図1 設計書鏡登録（委託）画面

| 設計書鏡登録（委託）   |            |           |  |
|--|------------|-----------|--|
| 市町大字   | 静岡県葵区      | 追手町       |  |
| 追加文字   |            |           |  |
| 地内・地先  | 地内         | 追加文字      |  |
| 委託箇所   | 静岡県葵区追手町地内 |           |  |
| 委託期間   | 2024/9/29  | 令和6年9月29日 | 委託日数   |
| 履行期間算定登録の工期（測量系業務）： 0日<br>（地質調査系業務）： 0日<br>（設計系業務）： 0日<br>合計： 0日 |            |           |  |
| 地区コード  | 216        | 丸め指定      | <input checked="" type="radio"/> 丸めなし <input type="radio"/> 丸めあり |
| 港湾地区コード  | 00         | 前回業務委託費   | 385,000  |
| 港条件  | 0          | 前回契約額     |  |
|  |            | 前回契約消費税額  |  |
| * 委託構成区分 土木  |            |           |  |
| メモ   | 特例措置変更設計書  |           |  |
| 歩掛適用年月   | 令和06年02月   | 単価適用年月    | 令和06年03月   |

当初契約月に変更  
(例：令和6年3月に当初契約)

図2 確認メッセージ

|  |
|--|
| <p><b>lk-sv-v109-k1 の内容</b></p> <p>年度・単価月が変更されています。内訳表・明細表の年度・単価月を一括変更しますか？</p> <p><input checked="" type="button" value="OK"/> <input type="button" value="キャンセル"/></p> |
|--|

- ③ 設計書鏡において変更できるものは、システム内に単価が登録されているもののみとなっていますので、手入力した単価等については、再度

当初契約月の単価等を入力願います。

- ④ 設計書印刷より設計書を出力し、「基本単価」のみが鏡画面にて指定した当初契約月に変更されたか確認してください。(図3)

図3 設計書鏡

(35-TOKUR-01-13-01-00-1C) 建設経済局技術調査課 1頁

|                  |  |               |              |
|------------------|--|---------------|--------------|
| <b>令和 5 年度</b>   | <b>変更第1回設計書</b>                          | 審査            | 設計者          |
|                  |  | *技術管理室 一般     |              |
| 工事番号<br>(設計書コード) | 35-TOKUR-01-13-01                        |               |              |
| 委託名              | 令和5年度[第35-TOKUR-01号] (主) 井川湖御幸線に伴う測量業務委託 |               |              |
| 路線河川名            | (主) 井川湖御幸線                               | 委託箇所          | 静岡市葵区追手町地内   |
| 委託金額             | 385,000円                                 |               |              |
| 委託期間             | 令和 6年 9月29日限り                            |               |              |
| 委託概要             | 測量業務                                     |               |              |
|                  | 基準点測量                                    | 1             | 式            |
|                  | 4級基準点測量(結合多角方式)                          | 5             | 式            |
| 歩掛・単価適用年度        | 令和 6年 2月                                 | 基本単価 令和 6年 3月 | 地区コード 216 地区 |
| 起 終 点 指 定        | ↔  |               |              |

内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

(注意事項)

- システムの操作にて「歩掛適用年月」は変更しないでください。
- 出力された設計書鏡において、基本単価の適用月だけが変更となっていることを確認してください。
- 手入力されたデータは再度手入力してください。